

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

中新川広域行政事務組合
管理者 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報の開示については、中新川広域行政事務組合個人情報保護条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
開示を実施する場所	
開示しない部分	
上記部分を開示 しない理由	
事務担当	電話番号 ()
備考	

- 注1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に中新川広域行政事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中新川広域行政事務組合を被告として(訴訟において中新川広域行政事務組合を代表する者は中新川広域行政事務組合管理者となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書及び本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示、又は提出してください。
- 4 代理人によって開示を受ける際は、3の書類のほか、法定代理人にあっては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあっては本人の印鑑証明書を添付した委任状(保有個人情報の開示について委任する旨明記されているもの)を提示し、又は提出してください。
- 5 遺族等が開示を受ける際は、3の書類のほか、戸籍謄本その他遺族等であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 6 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当までご連絡ください。
- 7 この決定に対し第三者から審査請求があったときは、中新川広域行政事務組合個人情報保護条例第43条第2項の規定により開示が停止されますので、ご了承ください。